

【園芸療法実習Ⅰ】(150時間)

目的:高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者などを対象として、対象者が利用する施設や対象者を理解し、対象者にあった園芸の計画と支援のしかたを身につける。

内容:入学後、教員と相談して、下記(AからD)のなかから全10回行えるよう実施計画書を出し、教員の確認・指導の後に各自が行います。

なお、実習は、Aから5回(回数指定)、Bから1回以上、Cから1回以上、Dから2回(回数指定)とし、合計10回行います。Aについては、5回以上行う場合でも、カウントできるのは5回です。

A

・「施設における園芸に関するレクリエーション活動」

・「高齢者や障害者等を対象とした施設におけるボランティア活動」

(施設の利用者と直接関わり、疾患や障害などの理解につながる活動であれば、施設や活動内容は問わない)

なお、活動可能な施設については、学校からも紹介できますが、受講生の参加可能な日と施設のボランティアの受け入れ可能な日について調整が必要であったり、紹介施設が受講生の利便に沿わないことも考えられますので、施設とのボランティア参加の交渉は受講生自身が直接おこなっていただくこととなります。

・「園芸療法士が行う園芸療法活動へのボランティアとしての参加」

(参加可能な施設や日程等については、入学後に随時連絡する)

B

・「園芸療法実施施設見学」

(学校が指定する施設における園芸療法の見学、受講生が就労している施設やボランティアで通う施設以外の施設における園芸療法の見学)

・「全寮制コース学生が行う園芸療法実習Ⅰの見学」

(学校が指定する日時に行われる園芸療法実習の見学)

C

・「淡路景観園芸学校園芸療法ガーデン調査見学」

・「公園、植物園等調査見学」

(バリアフリー、ハーブ、有用植物、有毒植物、癒しの環境など、園芸療法に関する学習が可能な場所を受講生が選ぶ。)

D

・「園芸療法対象者の初期評価と園芸活動計画」

(初期評価などについては、科目「園芸療法の手順」で学ぶ)

AからDに記載していること以外で、園芸療法実習Ⅰの目的を達成することが可能と思われる活動の可否については、その都度検討します。

【園芸療法実習Ⅱ】(150 時間)

目的: 授業や園芸療法実習Ⅰで身につけた知識や技術を用いて、園芸療法の対象となる人々と接する経験を通して、園芸療法の実践(初期評価から園芸療法計画作成まで)に必要な能力を身につける。具体的には、初期評価・目標設定・園芸療法計画の作成・報告書の作成・プレゼンテーションを行う能力などを身につける。

内容:

①受講生が就労している施設で行う場合

教員と相談して計画を作成し、実施します。(できるだけ短期間に対象者の初期評価を行う能力を養成することが目的であるため、休日を除いて8日間程度連続で実施することを標準とし、最長1ヶ月以内で修了できるように計画を立てることが望ましい)報告会は別途実施します。

②受講生が就労している施設で行うことが困難な場合

全寮制コースと同じ実習をしていただきます(宿泊・通勤費用は個人負担)。

もし、この実習への参加が困難な場合は、教員と相談しながら、園芸療法実習Ⅰを実施した施設などを中心に実習可能な施設を受講生が探し、園芸療法実習受入について施設の内諾を得ていただくことになります。その施設において、園芸療法実習の実施が可能と学校が判断した場合は、その施設における園芸療法実習を認めます。報告会は別途実施します。

【園芸療法実習Ⅲ】(500 時間)

目的: 授業や園芸療法実習Ⅰ・Ⅱで身につけた知識や技術を用いて、園芸療法の対象となる人々と接する経験を通して、園芸療法の実践に必要な能力を身につける。

具体的には、初期評価・目標設定・園芸療法計画の作成・園芸療法の実施・再評価・報告書の作成・プレゼンテーションを行う能力などを身につける。

内容:

①受講生が就労している施設で行う場合

教員と相談して計画を作成し、実施します。(7週間連続で実施することを標準とし、最長1年以内で終了できるように計画を立てることが望ましい。開始時期により2カ年にまたがる場合は2カ年の履修計画を立てる。)報告会は別途実施します。

②受講生が就労している施設で行うことが困難な場合

全寮制コースと同じ実習をしていただきます(宿泊・通勤費用は個人負担)。

もし、この実習への参加が困難な場合は、教員と相談しながら、園芸療法実習Ⅱを実施した施設などを中心に実習可能な施設を受講生が探し、園芸療法実習受入について施設の内諾を得ていただくことになります。その施設において、園芸療法実習の実施が可能と学校が判断した場合は、その施設における園芸療法実習を認めます。報告会は別途実施します。